

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成 27 年度第 2 回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成 27 年 10 月 26 日 (月) 午前 10 時 00 分～11 時 20 分
開催場所	西脇市役所 2 階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 高瀬 洋 岡崎 義樹 林 晴信 寺北 建樹 村井 公平 石田 史郎 村上 和幸 長井 孝章
欠席委員の氏名又は人数	生田 忠之 齋藤 太紀雄 内橋 昌子
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 鷗崎 尚夫 都市整備部長 嶋本 隆男 (事務局) 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課課長補佐 西村 幸浩 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 都市住宅課主幹 久下 雅生 商工観光課長 戸田 雅人 農林振興課長 嶋津 悟 農林振興課主査 西村 寿之
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	3 人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 協議事項 (1) 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一

	部改正について 5 審議事項（事前審議） (1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について (2) 特別指定区域の指定（素案・出会地区）について 6 報告事項 7 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ ○市長退席
会長職務代理	3 会長あいさつ 事務局より、会長欠席のため、会長職務代理者の吉本委員に依頼
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数9名により、本日の会議成立する旨を報告
会長職務代理	○ 議事録署名人選出 会長職務代理より、寺北委員、長井委員の2名を本日の議事録署名人に指名
会長職務代理	○ 会議の公開・非公開確認 運営規則第6条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。 ○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は3人であることを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、3名全員の入室が許可された。

事務局	<p>4 協議事項</p> <p>(1) 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。 <p>○ 意見等無し</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> 賛成委員の挙手を求める。 <p>○ 全員挙手</p>
事務局	<p>5 審議事項（事前審議）</p> <p>(1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改正（素案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料2「西脇市市街化調整区域土地利用計画（改訂素案）について」〈改訂の考え方と主な修正〉では、修正が(1)から(5)まで大きく分けて5点あると記載されている。 例えば、(3)の中にⅡ－5 3－2、次にⅡ－6 3－3そしてⅣ－4でまた(3)が出てきており、()書き数字の使い方が非常にわかりにくくなっている。 また、最後は(5)その他文言の軽微な修正となっており、大きく分けて5点と思っていたが、先ほどの説明では6点となっており、番号の関係がわかりにくいように思う。そのあたりの関連付けを、もう少し分かるようにしていただきたい。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ()の使い方がわかりにくくなっていた。〈改訂の考え方と主な修正〉の資料については、各章中に()付けの表記があり、その文書をそのまま引用していたため、5点の修正の()と文中の()が重複していた。 ・ 項目については、大まかな柱として、配布資料では5つ記載しており、先ほどのスライド資料では、最後に『土地利用計画図』を追加していた。本来、配布資料中にも『(6)土地利用計画図』と記載しておくべきであった。今回の改訂は大きく6つの内容である。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は〈改訂の考え方と主な修正〉の(3)と(6)を主に説明していただき、それ以外の項目は制度改正に伴い自動的に修正されているという理解でよいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〈改訂の考え方と主な修正〉の(4)建築ルールの運用見直しに関連する事項の追記についてとある。専用道路の基準がⅤ－5となっているが、Ⅳ－5ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ⅳ－5に修正する。その他、再度全てを確認し、文末や文言の修正を行う。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ この改訂素案については、今回は事前審議ということで皆様に審議いただき、今年度中に決定ということになるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回審議いただき了承をいただいた後に、案として11月末から縦覧を行う予定である。縦覧の意見等を踏まえ、次回の都市計画審議会では本審議をいただくこととなる。 また、土地利用計画については、市で決定するため、次回の都市計画審議会です承いただくと、決定告示の手続きという流れになる。

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の本審議はいつ頃予定されているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は、1月7日に本年度第3回の都計審を予定している。その他案件等、色々な手続きの日程の関係で年明け早々になってしまったこと非常に申し訳なく思うが、1月7日10時、同会場でよろしく願いしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会選出委員は、本年11月末で全員入れ替えとなる。そういう面では、現在審議している内容は、新しい委員に伝わらないため、新しく12月に選出される委員に別途説明していただいた方が、次回の都計審の際に、よりよいと思われる。また、議会としても希望する。そのあたり、何かの対応をお願いする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員が交代される件は承知しているため、事前に議会事務局と連絡を取り、新しい委員の方が決定次第、調整させていただく予定としている。事前には、本日の件、前回の件、内容によっては昨年度の件も説明させていただき、次回都計審にはご理解いただいたうえでご審議いただくよう、対応させていただく。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残念であるが、いたしかたない。事務局においては、次の委員の方にも事前説明いただくようお願いする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更については分かったが、見直しについて、例えば5年という間隔で行われるのかお聞きしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の計画については見直し時期の文言は記載されていない。今後の見直しは、概ねというような言葉が付くかも知れないが、5年等時期を定め、その旨を記載したいと考えている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に意見等がなければ、事務局において先ほどの

	<p>意見等に留意していただき、手続きを進めていただくようお願いする。</p>
事務局	<p>(2) 特別指定区域の指定（素案・出会地区）について</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> 資料3に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 現在遊休地となっている建物と土地を新しく有効活用していただくにあたり、この都市計画審議会の議題として上がっているということではないかと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> この議題とは直接関係ないが、出会地区の一番奥に、現在イチゴハウスができています。それは、こういった指定とは関係ないのか。自由に建てられるのか。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 私どもが入手している情報によると、出会町の一番奥、昔の開発農地のところになる。今回は、ハウスを作って農地として活用するという事で、県民局などに確認すると建築許可は不要となっている。その範囲内でされるということであれば、この制度には関係しないということである。 ただし、他に建物を建てられるとか、上下水を引かれて何かされるということであれば、この制度にもかかってくるため、協議していただく必要がある。 また、里道や出会川の砂防河川等、県の許可が必要なもの等については、県と一緒に指導させていただいている。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 未だに土地利用政策は都市に対する土地利用と農地に対する土地利用と大きく二つに分かれている状況であるため、その都度必要に応じてこの審議会に

<p>議長</p>	<p>議題として出していただくというようなことではないかと思う。</p> <p>今回は特に野間川流域が注目されており、先ほどのイチゴのお話も、今回のお話もその流域で、開発や整備が進んでいるように思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他に意見等がなければ、事務局において先ほどの意見等に留意していただき、手続きを進めていただくようお願いする。
<p>事務局</p>	<p>6 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のスケジュール 事務局より、今後のスケジュールの連絡 <p>【市街化調整区域土地利用計画の改訂について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11/27-12/11 市法定縦覧 ・ 1/ 7 市都市計画審議会（附議・答申） ・ 1月中旬 計画決定、告示見込 <p>【特別指定区域の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11/10 県開発審査会（事前審議）：出会地区 ・ 11/27-12/11 市法定縦覧：全地区 ・ 1/ 7 市都市計画審議会（諮問・答申） ・ 2/ 9 県開発審査会（本審査）：全地区 ・ 2月下旬 全地区地区指定、告示見込 <p>【区域区分、区域マスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12/ 8-12/22 県法定縦覧 ・ 1/ 7 市都市計画審議会（諮問・答申） ・ 2月中旬 県都市計画審議会 ・ 3月下旬 都市計画決定、告示見込 <p>【用途地域の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12/ 8-12/22 市法定縦覧 ・ 1/ 7 市都市計画審議会（附議・答申） ・ 3月下旬 都市計画決定、告示見込

<p>都市整備部長</p>	<p>【公共下水道の変更について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11/27-12/11 市法定縦覧 ・ 1/ 7 市都市計画審議会（附議・答申） ・ 3月下旬 都市計画決定、告示見込 <p>○ 次回都市計画審議会：1/7 10:00 特別会議室</p> <p>7 閉会 都市整備部長より閉会のあいさつ</p>
---------------	--